

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（無線設備規則第四十八条第三項の規定による船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて同条第一項又は第二項の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別添 8

改正後	改正前
<p>一 無線設備規則（以下「規則」という。）第四十八条第三項の規定により、船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて、同条第一項又は第二項の規定を適用することが困難又は不合理であるものは、次のとおりとする。</p> <p>1 空中線電力が二〇〇ミリワット以下のもの（九MHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）</p> <p>2 空中線電力が五キロワット未満のもの（三MHz帯及び九MHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、施行規則第三十二条第二項第二号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものを除く。）</p> <p>3 一・九MHzから三・一MHzまで及び九・三MHzから九・五MHzまでの周波数の電波を使用するレーダー以外のレーダー</p> <p>二 前項のレーダーの技術的條件は、次のとおりとする。</p> <p>1 前項第一号に掲げるレーダーは、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(一) PON電波、QON電波、VON電波又はF3N電波九・三MHzから九・五MHzまでの周波数の電波を使用するものであること。</p> <p>(二) 指定周波数帯の範囲は、九・三MHzから九・五MHzまでとし、VON電波を用いる場合は、それを構成するPON電波成分及びQON電波成分の占有周波数帯幅を合算したものが、三MHz帯にあつては一〇〇メガヘルツ、九MHz帯にあつては一〇〇メガヘルツ以下であること。ただし、PON電波成分とQON電波成分の周波数が重複する周波数配置のものにあつては、各電波成分の占有周波数帯幅から重複する周波数の幅を減じた値が、三MHz帯にあつては一〇〇メガヘルツ、九MHz帯にあつては一〇〇メガヘルツ以下であること。</p> <p>(三) 規則第四十八条第一項第六号の条件に適合するものであること。</p> <p>四 指示器の表示面に近接した位置において電源の開閉その他の操作ができるものであること。</p> <p>五 小型かつ、軽量であり、小型船舶に適したものであること。</p> <p>六 PON電波のパルス幅は一・二マイクロ秒以下、QON電波（FM/CWの場合を除く。）のパルス幅は二マイクロ秒以下及びQON（FM/CWの場合に限る。）又はF3N電波の周波数掃引時間は二マイクロ秒を超え二ミリ秒以下であること。</p> <p>七 繰り返し周波数は、三〇〇〇ヘルツ（変動率は（±）二五パーセントを超えないこと）を超えないこと。</p> <p>八 繰り返し周波数を変動する機能を有し、かつ、本機能は起動時（電源投入時）に動作状態にあること。</p>	<p>一 無線設備規則（以下「規則」という。）第四十八条第三項の規定により、船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて、同条第一項又は第二項の規定を適用することが困難又は不合理であるものは、次のとおりとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>1 空中線電力が五キロワット未満のもの（三MHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、理用する施行規則第三十二条第二項第二号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものを除く。）</p> <p>2 一・九MHzから三・一MHzまで、五・四六MHzから五・六五MHzまで及び九・三MHzから九・五MHzまでの周波数の電波を使用するレーダー以外のレーダー</p> <p>二 前項のレーダーの技術的條件は、次のとおりとする。</p> <p>〔新設〕</p>

2 前項第2号に掲げるレーダーは、次に掲げる条件に適合すること。

- (一) P O N電波二・九二GHzから三・一 GHzまで又は九・三二 GHzから九・五 GHzまでの周波数の電波を使用するものであること。
- (二) 指定周波数帯の幅は、次の表の上欄に掲げる使用周波数の区分に従い、同表の下欄に掲げる値の範囲内であること。

使用周波数の区分	指定周波数帯の幅
二・九二GHzから三・一GHzまで	一〇〇MHz
九・三二GHzから九・五GHzまで	一一〇MHz

- (三) 規則第四十八条第一項第6号の条件に適合するものであること。
- 四 指示器の表示面に近接した位置において電源の閉閉その他の操作ができるものであること。
- 五 四分以内に完全に動作することができるものであること。
- 六 小型、かつ、軽量であり、小型船舶に適したものであること。

3 前項第3号に掲げるレーダーであつて、三二・三GHzから三五・二GHzまでの周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合すること。

- (一) その船舶が雨雪等の降つていない状態の下で横に一〇度傾斜した場合においても、二三キロメートルの距離における総トン数五、〇〇〇トンの船舶及び三・七キロメートルの距離における有効反射面積一〇平方メートルの浮標が表示されるものであること。
- (二) 二五メートルの距離における有効反射面積一〇平方メートルの浮標を表示することができるものであること。
- (三) 次の分解能を有するものであること。
 - (1) 方位角四〇分以内で等距離にある二の目標（指示器に表示されるものに限る。(2)及び四の(2)において同じ。）を区別して表示することができること。
 - (2) 一・九キロメートル以下の距離レンジにおいて、同一の方位にあり、かつ、相互に八メートル離れた二の目標を区別して表示することができること。
- 四 次の精度を有するものであること。
 - (1) 一・四キロメートルの距離における目標の方位を一度以内の誤差で測定することができること。
 - (2) その船舶と目標との間の距離を、現に使用している距離レンジの一パーセント以内（その距離レンジが一・四キロメートル未満のものにあつては、一四メートル以内）の誤差で測定することができること。

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

1 前項第1号に掲げるレーダーは、次に掲げる条件に適合すること。

- (一) P O N電波二・九二GHzから三・一 GHzまで又は九・三二 GHzから九・五 GHzまでの周波数の電波を使用するものであること。
- (二) 指定周波数帯の幅は、次の表の上欄に掲げる使用周波数の区分に従い、同表の下欄に掲げる値の範囲内であること。

使用周波数の区分	指定周波数帯の幅
二・九二GHzから三・一GHzまで	一〇〇MHz
九・三二GHzから九・五GHzまで	一一〇MHz

- (三) 規則第四十八条第一項第7号の条件に適合するものであること。
- 四 指示器の表示面に近接した位置において電源の閉閉その他の操作ができるものであること。
- 五 四分以内に完全に動作することができるものであること。
- 六 なるべく小型、かつ、軽量であり、小型船舶に適したものであること。

2 前項第2号に掲げるレーダーであつて、三二・三GHzから三五・二GHzまでの周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合すること。

- (一) その船舶が雨雪等の降つていない状態の下で横に一〇度傾斜した場合においても、二三キロメートルの距離における総トン数五、〇〇〇トンの船舶及び三・七キロメートルの距離における有効反射面積一〇平方メートルの浮標が表示されるものであること。
- (二) 二五メートルの距離における有効反射面積一〇平方メートルの浮標を表示することができるものであること。
- (三) 次の分解能を有するものであること。
 - (1) 方位角四〇分以内で等距離にある二の目標（指示器に表示されるものに限る。(2)及び四の(2)において同じ。）を区別して表示することができること。
 - (2) 一・九キロメートル以下の距離レンジにおいて、同一の方位にあり、かつ、相互に八メートル離れた二の目標を区別して表示することができること。
- 四 次の精度を有するものであること。
 - (1) 一・四キロメートルの距離における目標の方位を一度以内の誤差で測定することができること。
 - (2) その船舶と目標との間の距離を、現に使用している距離レンジの一パーセント以内（その距離レンジが一・四キロメートル未満のものにあつては、一四メートル以内）の誤差で測定することができること。